

# 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

## 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

### 1 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供する事業者（法人）について

事業者氏名	社会福祉法人 かつみ会
代表者氏名	理事長 伊藤 重来
法人所在地	埼玉県 深谷市 山河 557 番地 1
連絡先電話番号	048-546-1200
法人設立年月日	昭和 56 年 4 月 1 日

### 2 利用者に対するサービスを提供する事業所について

#### (1) 事業所の名称、所在地等

事業所名称	ショートステイエンゼルの丘
事業所番号	指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 1174500932
事業所所在地	〒369-0215 埼玉県深谷市今泉 625 番地
電話番号/FAX 番号	Tel048-546-1200 FAX048-546-1201
通常の送迎の実施地域	深谷市・熊谷市・本庄市・美里町・寄居町
利用定員	17 名

### 3 事業所の職員体制 職務内容等

職名	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li><li>・従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li><li>・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li><li>・利用者へ短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画を交付します。サービスの実施状況の把握及び計画の変更を行います。</li></ul>	常勤 1 名

嘱託医	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1名
生活相談員	利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。それぞれの利用者について、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤1名
看護職員	サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	1名以上 機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1名以上 看護職員と兼務
介護職員	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。	6名以上 常勤/非常勤
栄養士	適切な栄養管理を行います。	1名以上
調理員	調理員は献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。	事業所に応じた 適当数

#### 4 提供するサービスの内容について

##### 計画作成

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画書の作成を行います。利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画書に基づき利用の意向や心身状況のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画書を作成します。作成後、利用者又は家族に対して計画書の説明を行い、同意を得ます。また計画書の交付を行います。計画作成後、計画に沿ったサービスの実施状況、目標の達成状況の記録を行います。

##### 食 事

利用者毎の栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた食事管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。提供時間は、朝食 7：45～8：30 昼食 11：45～12：30 夕食 17：00～17：45（多少前後有り）

入浴	週に2回以上、健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
介護	ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 食事の提供及び介助、入浴の提供及び介助、更衣介助、排泄介助、移乗移動介助、服薬介助 体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行います
レクリエーション等	利用者の能力に応じて集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。趣味趣向に応じた創作活動の場の提供を行います
健康管理	ご利用初日に簡単な健康チェックを行い、ご利用中も適宜行います。尚、必要に応じて嘱託医の診察を受ける事も出来ます。
安全管理	防災、非難訓練等安全面に常時配慮します。
理美容	当施設では、外部の社会資源活用として理美容サービスを実施しています。
送迎	事業所が保有する車両により、原則、利用者の居宅と事業所迄の送迎を行います。

## 5 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）施設の設備の概要

利用可能居室 定員3名（4室）、定員1名（3室）、定員2名（1室）定員17名  
居室の面積 10.65 m<sup>2</sup>～33.55 m<sup>2</sup>

設備等 食堂 機能訓練 診療室 談話室  
浴室（中間浴槽） 静養室

居室	3人部屋	4室	静養室	2室
	1人部屋	3室	医務室	1室
	2人部屋	1室	食堂	1室
浴室	中間浴槽があります		機能訓練室	1室
			談話室	共用

## 6 サービス利用料金

お支払い頂くご利用料金は下記のとおりです。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料金は、その超えた部分について利用者様の全額自己負担となります。また、ご利用者様の都合により介護保険請求できない場合、全額、ご利用者様の自己負担となる場合があります。

### (1) 基本料金

要介護度	1日あたりの料金				
	従来型個室 多床室 10割	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3 割負担)	1日あたりの 基本単位
要支援1	4,586円	459円	918円	1,376円	451単位
要支援2	5,705円	571円	1,141円	1,712円	561単位
要介護1	6,132円	614円	1,227円	1,840円	603単位
要介護2	6,834円	684円	1,367円	2,051円	672単位
要介護3	7,576円	758円	1,516円	2,273円	745単位
要介護4	8,288円	829円	1,658円	2,487円	815単位
要介護5	8,990円	899円	1,798円	2,697円	884単位

※ 介護保険改正があった場合は変更することがあります。多床室とは、2人部屋、3人部屋など、相部屋のことをいいます。

### ②連続61日以上短期入所生活介護を行った場合（介護保険を適用する場合）について

要介護度	1日あたりの料金				
	従来型個室 多床室 10割	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3 割負担)	1日あたりの 基本単位
要介護1	5,827円	583円	1,166円	1,749円	573単位
要介護2	6,529円	653円	1,306円	1,959円	642単位
要介護3	7,271円	728円	1,455円	2,182円	715単位
要介護4	7,983円	799円	1,597円	2,395円	785単位
要介護5	8,685円	869円	1,737円	2,606円	854単位

※61日以上短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を利用した場合、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ります。

③連続 31 日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合（介護保険を適用する場合）について

		1日あたりの料金			
要介護度	従来型個室 多床室 10割	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額(3割負担)	1日あたりの基本単位
要支援1	4,495円	450円	899円	1,349円	442単位
要支援2	5,573円	558円	1,115円	1,672円	548単位

(2) 滞在費

	個室(1日あたりの滞在費)	多床室(1日あたりの滞在費)
利用者負担第一段階	380円	0円
利用者負担第二段階	480円	430円
利用者負担第三段階①②	880円	430円
利用者負担第四段階	1,231円	915円

(3) 食費

利用者様負担段階	朝食のみ	夕食のみ	朝食と昼食のみ	昼食と夕食のみ	1日分(朝食・昼食・夕食)
第1段階	300円	300円	300円	300円	300円
第2段階	415円	500円	600円	600円	600円
第3段階①	415円	500円	945円	1,000円	1000円
第3段階②	415円	500円	945円	1,030円	1,300円
第4段階	450円	520円	1,100円	1,170円	1,620円

(朝 415 昼 530 夕 500) 減額認定証お持ちの方の基準費用額/日額 1,445円)

(朝 450 昼 650 夕 520) 4段階の方 1,620円/日額

(2) 滞在費 及び (3) 食費

※第3段階①は年金収入等 80万円超 120万円以下の方が対象で食費負担額となります。

※第3段階②は年金収入等 120万円超の方が対象で食費負担額となります。

※市区町村から介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は認定証に記載された、負担限度額が利用者負担となります。（ご利用の際は介護保険負担限度額認定証をご持参ください）※介護保険改正があった場合は変更することがあります。

（４）加算料金等（施設の職員体制や、取り組み等によってお支払いいただく利用料金です）

加算名	利用料金 (1回)	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)	1日あたりの 基本単位数
① 送迎加算	1,871円	188円	375円	562円	184単位
② 夜勤職員配置加算Ⅰ	132円	14円	27円	40円	13単位
③ 緊急短期入所受入加算 (※2)	915円	92円	183円	275円	90単位
④ サービス提供体制強化加算Ⅲ(※3)	61円	7円	13円	19円	6単位
⑤ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ(※1)	基本サービス費＋各種加算減算を加えた総単位数 ×13.6%の1割～3割（自己負担額は負担割合に応じてとなります）				

※1 介護職員等処遇改善加算Ⅱの所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に13.6%を乗じた単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

※2 緊急短期入所受入加算は、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービスに位置付けられていない短期入所生活介護を行った場合、短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定されます。

※3 サービス提供体制強化加算Ⅲは、直接処遇職員(看護職員・介護職員)の配置のうち常勤職員が75%配置されている事により算定しております。

※4 等級地、地域区分加算（7級地）により1単位＝10.17円【小数点以下、切り捨て】となります。

※5 介護保険法の一部改正により、平成30年8月1日から特に所得の高い方が介護（介護予防）サービスを利用した場合の自己負担割合は3割となります。介護

サービス利用の際は、市町村から負担割合が記された「介護保険負担割合証」が公布されますのでご提示下さい。負担割合【1～3割】に応じたご負担を頂きます。

※6 ②③の加算は介護予防短期入所生活介護ご利用の方は算定致しません。

#### (5) 減算

##### 要介護者～（要介護 1～要介護 5）

※連続して30日を超えてサービスを提供する場合（※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。）

1日につき30

単位減

#### (6) 利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料

1日あたりの利用料金 500円

#### (7) その他の利用料金

理美容代=1回 1,500円 教養娯楽費 日常生活品費 その他日常生活上の便宜に係わる費用 その他特別食 行事参加費 入所時および退所時の送迎先が自宅以外=片道 1,500円等は別途、実費利用料金がかかります。

#### (8) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の中止

##### ① 利用開始予定日以前の中止

利用開始前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。但し、突発的な体調不良や容態の変化があった場合はこの限りではありません。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1,000円

#### (9) お支払方法

お支払い方法は、現金支払い、銀行引き落としのいずれかになります。尚、現金支払いの場合は、当月の自己負担分の合計額の明細を付して翌月の15日以降に請求させていただきますので、請求月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護、要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。）
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

#### ③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は、縮小する場合、30日前まで文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 8 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針/スローガン 利用者の皆様一人一人の生き方主体性を尊重し、適切な介護サービスを提供して地域社会に貢献します。

心を介護の基本とし、思いやりとあたたかさと安心を誠意を持って提供します



## (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
外国人職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
適正な身体拘束	○	必要な場合に限り家族と相談の上行います。 例) 他の利用者に危害を加える等

## (3) 施設利用にあたっての留意点

- ・ 面会時間 午前 9 : 00 から午後 5 : 00 まで
- ・ 外出、外泊 職員に申し出て下さい。
- ・ 飲酒、喫煙 原則として禁止です。
- ・ 金銭、貴重品の持ち込み 原則として禁止です。(下記に詳細を別途記載)
- ・ 所持品の持ち込み 必ず名前を明記してください。
- ・ 施設外での受診 職員に申し出て下さい。
- ・ 宗教活動 原則として禁止です。
- ・ ペット 原則として禁止です。

### \*貴重品等の持ち込みについて

ショートステイご利用期間中、金銭・貴重品等の持ち込みを原則禁止とさせて頂いているところがございますが、諸事情により持ち込まなければならない場合につきましては、予め職員へ必ずお申し出下さい。なお、万が一紛失があった場合、当施設では一切の責任を問いかねますので、合わせてご了承下さい。

## 9 緊急時の対応方法

- ・ ご利用者に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊、親族・居宅介護支援事業所等に連絡する等必要な措置を講じます。

☆緊急時のご連絡先等をご記入ください。

主治医	病院名/医師名	
	住所/電話番号	
ご家族	ご家族氏名	
	住所/電話番号	

## 10 事故発生時の対応

- ① 当事業所は、利用者様に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者様に係わる居宅介護支

援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。

- ② ①における事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ③ 当事業所は、利用者様に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 1.1 サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当事業所ご利用者相談・苦情相談窓口

受付 担当 生活相談員 茂木 容子  
解決責任者 センター長 横田 貴紀  
電話番号 048-546-1200  
受付時間 午前8:30～17:30 まで  
受付日 月曜～日曜日まで

### ② 苦情処理の体制および手順

- 1 苦情受付担当者は、利用者、家族等からの苦情を随時受け付ける。苦情受付後、内容の整理申出人の意向（苦情解決の方法）の確認を行う。
- 2 苦情受付担当者は、苦情を苦情解決責任者へ報告を行う。
- 3 苦情解決責任者は、事実内容確認、原因追及、対応、是正内容の検討を実施する。検討後、申出人との話し合いにより解決を図る。（必要に応じて法人代表者へ報告を行う）
- 4 苦情受付担当者は、苦情受付から、解決、改善迄の経過について書面に記録し再発予防を図るとともに、必要に応じて各関係機関及び第三者委員、国保連合等への報告を行う。

### ③ その他当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等で受け付けています。

#### ア、 利用者がお住まいになられている市町村役場・介護保険担当課

深谷市役所	長寿福祉課	電話	048-574-8544
熊谷市役所	長寿いきがい課	電話	048-524-1402
本庄市役所	介護保険課介護業務係	電話	0495-25-1719
寄居町役場	健康福祉課	電話	048-581-7718
美里町役場	介護保険課 介護高齢者係	電話	0495-76-5132

#### イ、埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情担当 電話 048-824-2568

#### ウ、第三者委員 小林喜一郎 048-585-2527

畠山 敏之 048-572-1100

高田 元治 048-585-4544

## 1.2 埼玉県福祉サービス第三者評価受審の有無

実施の有無 有 ・  無

## 1.3 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法等に測り、サービス提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。(但し、必要と認められる場合、利用者の家族状況、身体状況等についてサービス担当者会議において用いることがあります。)
- (2) 事業者の従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はそのご家族様の秘密を、保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について。「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

## 1.4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)  
虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(職・氏名を記載する)センター長 横田貴紀
-------------	-----------------------

- (2)  
虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3)  
従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。新人職員に対しては入職時に研修を行います。
- (4)  
サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 1.5 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他

害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(ア)～(ウ)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

ア、切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

イ、非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

ウ、一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(2) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ります。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。

③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。新人職員に対しては入職時に研修を行います。

## 16 衛生管理等

(1) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。新人職員に入職時研修を行います。

## 17 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護（介

護予防短期入所生活介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。新人職員入職時に研修を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 8 当法人のその他の事業概要

ケアハウス	1ヶ所	居宅介護支援事業所	3ヶ所
通所介護事業所	1ヶ所	訪問介護事業所	2ヶ所
特定施設入居者生活介護	1ヶ所	短期入所者生活介護	3ヶ所
介護老人福祉施設	1ヶ所	保育園	5ヶ所
学童クラブ	6ヶ所	認知症対応型通所介護	1ヶ所
地域密着型 通所介護	1ヶ所		

令和 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）をご利用にあたり、利用者様に対して重要な事項を説明致しました。

事業者名	社会福祉法人かつみ会
住所	埼玉県深谷市 山河557番地1
代表者名	理事長 伊藤 重来
事業所名	ショートステイエンゼルの丘
住所	埼玉県深谷市今泉 625 番地
管理者名	センター長 横田 貴紀

説明者・氏名

印

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 ⑩

代理人 住所  
氏名 ⑩

続柄 1、家族 ( )  
2、その他 ( )  
3、成年後見人 ( )